

## 第10 非常警報設備（ベル・放送）に関する設置基準

### 1. 用語の定義

#### (1) 共通事項

ア 報知区域とは、1回線における当該回路の音響装置の鳴動区域をいう。

イ 警報音とは、非常ベル又は自動式サイレンと同等以上の音響又は電氣的音信号（放送設備の音声警報による第一シグナル及び第二シグナル音をいう。）

#### (2) 放送設備関係

ア 遠隔操作器とは、防火対象物の使用形態により、放送場所が複数となる場合  
できる単独の操作部をいう。

イ 一斉式非常放送設備とは、一斉放送のみ可能な放送設備をいい、政令第24  
条第2項に適用できるものをいう。

ウ 複数回路とは、一の報知区域を2以上のスピーカー回路により構成すること  
をいう。

エ スピーカー回路分割装置とは、一のスピーカー回路を2以上に分割する装置  
をいう。

オ 複数回線化とは、一の報知区域において、スピーカー回路を複数とするか、  
回路分割装置を用いて当該スピーカー回路を2以上に分割することをいう。

カ 放送区域とは、防火対象物の2以上の階にわたらず、かつ、床、壁又は戸  
（障子、襖等の遮音性の著しく低いものを除く。）で区画された部分をいう。

キ 音声警報とは、シグナル音及び女声又は男声メッセージで構成される警報を  
いう。

ク 感知発報放送とは、音声警報のうち、第一シグナル音及び自動火災報知設備  
の感知器が作動は火災でなかった旨の女声メッセージで構成されるものをいう。

ケ 火災放送とは、音声警報のうち、第一シグナル音、火災である旨の男声メッ  
セージ及び第二シグナル音で構成されるものをいう。

コ 非火災報放送とは、音声警報のうち、第一シグナル音及び自動火災報知設備  
の感知器の作動は火災でなかった旨の女声メッセージで構成されるものをいう。

サ マイクロホン放送とは、人がマイクロホンにより放送することをいう。

シ 階別信号とは、感知器発報放送を開始するための自動火災報知設備の感知器  
作動により階別の信号をいう。

ス 確認信号とは、火災放送を開始するための自動火災報知設備の発信機又は非  
常電話等が起動された旨の信号をいう。

セ 性能規定とは、省令第25条の2第2項第3号ハの規定をいう。

#### (3) 非常ベル、自動式サイレン関係

ア 1回線用とは、操作部等の部分に地区表示灯を有しないものをいい、一斉鳴

動で対応できる一般に小規模防火対象物に設置されるものをいう。

イ 多回線用とは、操作部等の部分に回線ごとの地区表示灯を有するものをいい、小規模防火対象物以外にも設置されるものをいう。

## 2. 非常放送設備

非常放送設備とは、起動装置、表示灯、スピーカー、操作部（遠隔操作器を含む）、増幅器、電源及び配線で構成されるもの（自動火災報知設備と連動するものは、起動装置及び表示灯を省略したものを含む。）をいう。

### (1) 増幅器等

増幅器等とは、起動装置若しくは自動火災報知設備からの階別信号又は確認信号を受信し、スイッチ等を自動的に又は手動により操作して、音声警報による感知器発報放送、火災放送、非火災放送若しくはマイクロホン放送でスピーカーを通じて有効な音量で必要な階に行う増幅器、操作部及び遠隔操作器をいい、次の各号に適合すること。

ア 常用電源（交流電源）

(ア) 電源電圧は、300V以下で、かつ、増幅器の所要入力電圧に適合していること。

(イ) 電源回路は、専用であること。

イ 非常電源

非常電源、配線等は、自動火災報知設備を準用する。

ウ 設置場所

(ア) 一の防火対象物に2以上の操作部又は遠隔操作器を設ける場合には、1のものは、常時人がいる守衛室、防災センター又は中央監視室等に設けること。

(イ) 自動火災報知設備の受信機又は副受信機と併設すること。

(ウ) 避難階、その直上階又は直下階の避難上有効な出入口付近の場所に設けること。

ただし、安全に避難でき、かつ、壁、床及び天井が不燃材料で造られており、開口部に防火戸を設けた場合は、この限りでない。

(エ) 温度、湿度、衝撃、振動等の影響を受けない箇所に設置すること。

(オ) 操作上、点検上障害とならないよう、有効な空間（表参照）を設けること。

	前 面	側 面	後 方
自立型	2 m以上	0.5 m以上	0.6 m以上
壁掛型	1 m以上	0.3 m以上	

※ 操作上、点検上支障がない場合は、この限りでない。

エ 機器

(ア) 非常警報設備の基準（昭和48年消防庁告示第6号）に適合し、認定品を使用すること。

(イ) 増設工事が予想される場合は、増幅器等に余裕回線を残しておくこと。

(ウ) 一の防火対象物において、非常用の放送設備以外の業務を目的とした放送設備が独立して設けられている場合は、非常用放送設備を操作した際は、音声の有効に聞こえるようカットリレー等の措置を講じること

(エ) 増幅器の出力とスピーカー等の合成インピーダンスは、次式 a を満足し整合する（インピーダンスマッチング）したものであること。ただし、増幅器の定格出力時の音声信号電圧が 100V に統一されたハイインピーダンス方式を用いたものは、次式 b によることができる。

a 算定式

$$P(W) \geq \frac{E^2(V)}{Z(\Omega)}$$

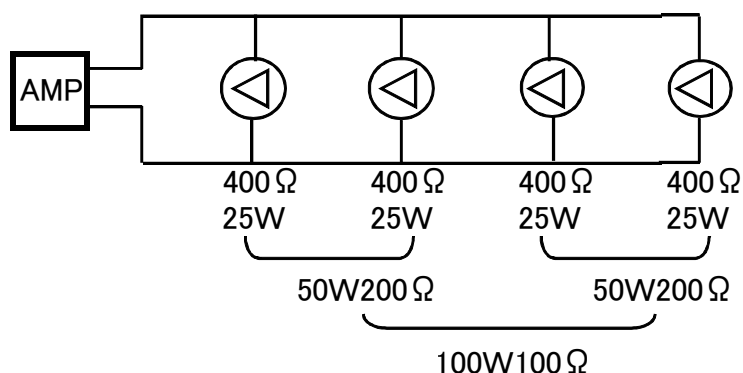
P : 増幅器の定格出力  
E : スピーカーの回路電圧  
Z : スピーカー等の合成インピーダンス

スピーカー等の合成インピーダンスを求める計算式

(a) 並列接続の場合(第7-1図参照)

$$Z_0 = \frac{1}{\frac{1}{Z_1} + \frac{1}{Z_2} + \frac{1}{Z_3} + \frac{1}{Z_n}}$$

Z<sub>0</sub>: 合成インピーダンス  
Z<sub>1</sub>~Z<sub>n</sub>: スピーカー等のインピーダンス



第10-1図

(b) 直列の場合

$$Z_0 = Z_1 + Z_2 + Z_3 + \dots + Z_n$$

b 算定式

$$P(W) \geq S(W) \quad S : \text{スピーカーの定格入力合計}$$

(オ) 起動は、次によること。

a 自動火災報知設備との連動により起動する場合

(a) 自動火災報知設備からの階別信号の受信により、自動的に感知器発報放送が行えるものであること。

(b) 確認信号の受信により、自動的に火災放送に移行するものであること。

b 起動装置（押しボタン又は発信機）により起動する場合

自動的に感知器発報放送及び火災放送を行うものであること。

(カ) 放送設備を業務用の目的と共用するものにあつては、起動装置等による信号を受信し、非常放送として起動された場合、直ちに、かつ、自動的に非常放送以外の放送を停止できること。

(キ) 一の防火対象物において、非常用の放送設備以外の目的とした放送設備が独立して設けられている場合は、非常用の放送設備を操作した際、音声警報が有効に聞こえる措置を講じること。(例参照)

(例) 地区音響装置(非常ベル、非常用スピーカー等)が有効に報知できるよう遊技場、ホテル、居酒屋(飲食店)、カラオケボックス等の音響設備(BGM等)が設置されている対象物においては、カットリレー等の措置を講じる。

(ク) 全区域に火災を報知することができる操作部又は遠隔操作器が一以上、常時人のいる場所に設けられている防火対象物で、次の場合は、省令第25条の2第2項第3号ヲの規定に係わらず、遠隔操作器等から報知できる区域を防火対象物の全区域としないことができる。

a 管理区分又は用途が異なる一の防火対象物で、操作部から遠隔操作器等が設けられた管理区分又は用途の部分全体に火災を報知することができるよう措置された場合

b 防火対象物の構造、使用形態等から判断して、火災発生時の避難が防火対象物の部分ごとに独立して行われると考えられる場合であつて、独立した部分に設けられた遠隔操作器等が独立した部分全体に火災を報知することができるように措置された場合

c ナースステーション等に遠隔操作器を設けて病室の入院患者等の避難誘導を行う等、防火対象物の一定の場所のみを避難誘導の対象とすることが適切と考えられる場合であつて、避難誘導の対象場所全体に火災を報知することができるように措置された場合

オ 表示等

(ア) 放送階選択スイッチの部分には、報知区域の名称等が適正に記入されていること。

(イ) 操作部又は遠隔操作器の付近に報知区域一覧図を添えること。

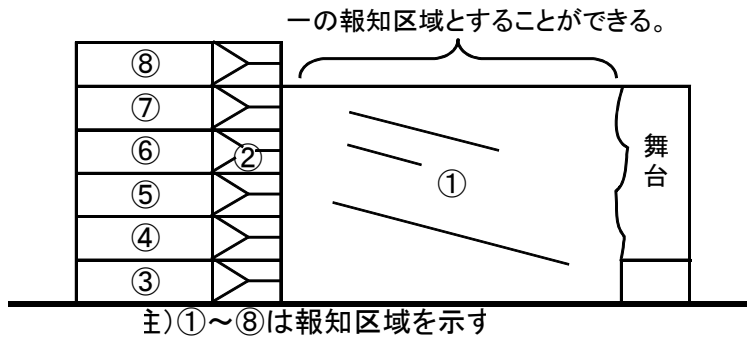
## (2) 報知区域及び鳴動方法等

ア 報知区域は、原則として階別とするが、一斉式非常放送設備は、全体を一報知区域とする。

イ 特別避難階段等は、居室等の部分と別な報知区域に設定され、かつ、最下階を基準とし、垂直距離4.5m毎に一報知区域とすること。

ウ エレベーター内は、居室等の部分と別な報知区域として設定すること。

エ 劇場、展示場、体育館等で階の一部が吹き抜けになっており、天井面等に取付けたスピーカーにより有効な音量で報知できる場合、当該部分は一の報知区域とすることができる。(第10-2図参照)



第10-2 図

オ 鳴動方法は、次によること。

(ア) 原則として、全館一斉鳴動とすること。

- a 第1報の感知器が作動した場合は、感知器発報放送を鳴動させる。
- b 感知器発報放送から火災放送への移行は、火災があることが確実に判断できる次の信号を受信した場合とする。
  - (a) 第1報の感知器の警戒区域以外の警戒区域の感知器からの火災信号
  - (b) アナログ式自動火災報知設備等の火災信号を個別、かつ、多段階で識別できる自動火災報知設備については、第1報の感知器以外の感知器からの火災表示すべき煙濃度又は温度に達した旨の信号
  - (c) 発信機、押しボタン又は非常電話等からの信号

(イ) 防火対象物の用途、夜間の人員体制等を考慮し、一定時間の経過により自動的に感知器発報放送から火災放送に移行するよう措置した方が、防火管理上有効と判断される場合には、一定時間の経過により移行することができる。この場合の一定時間の設定は、第1報の自火報感知器が作動した場合に、その確認が十分に行える時間とする。

(ウ) 防火対象物の形態、在館者の避難動線（避難経路、時間）等から全館一斉鳴動とするよりも防火上有効と判断できる場合は、隣接する他の報知区域と同一に鳴動できるもの（区分鳴動方式）であること。

### (3) スピーカー

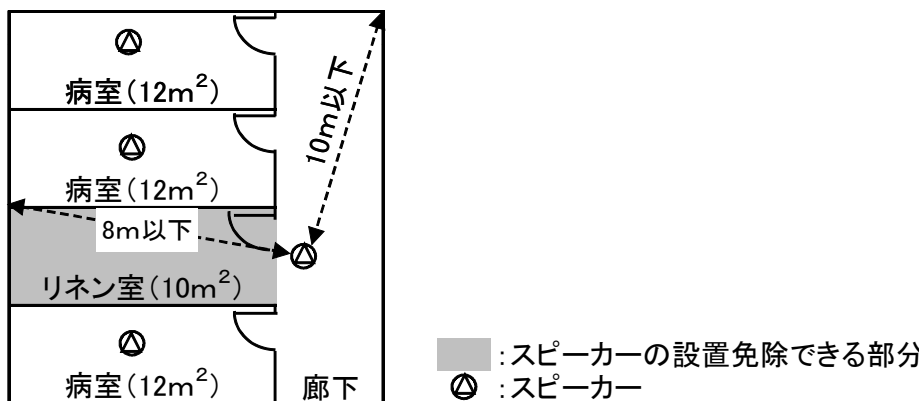
スピーカーとは、増幅器等の作動により、必要な階に有効な音量の音声警報による感知器発報放送、火災放送、非火災放送又はマイクロホン放送を伝達するものをいい、次に適合すること。

ア 放送区域について

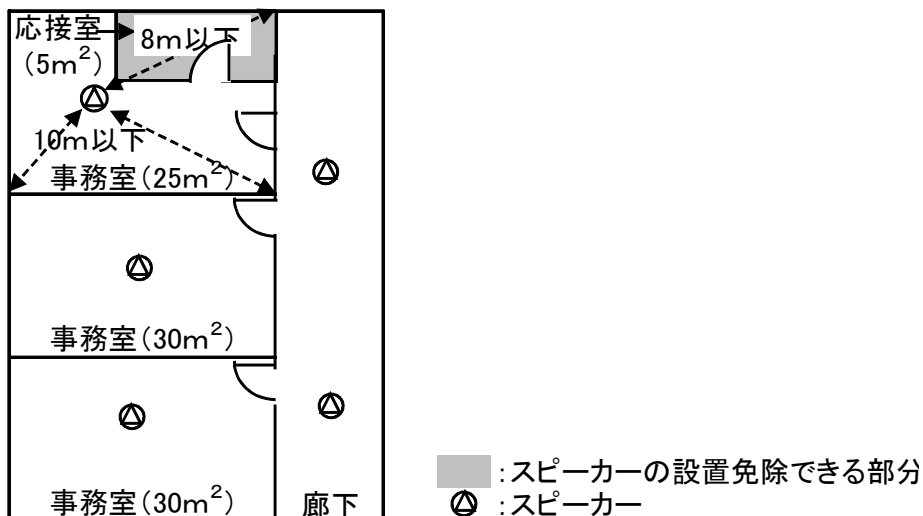
- (ア) 部屋の間仕切りについては、音の伝達に十分な開口部があるものを除き、固定式か移動式に係わらず、壁として取り扱うこと。
- (イ) 省令第25条の2第2項第3号ロ(イ)かっこ書きの障子、ふすま等の遮断性の著しく低いものには、障子、ふすまの他、カーテン、つい立て、すだれ、格子戸又はこれらに類するものを含むものであるが、アコーディオンカーテンは、含まない

ものであること。

- (ウ) 通常は、開放されている移動式の壁又は戸であっても、閉鎖する可能性のあるものは、壁又は戸で区画されたものとして取り扱う。
- (エ) (5) 項口に定める防火対象物の住戸は、一の放送区域として取り扱うことができるものとし、当該床面積に応じて、省令第25条の2第2項第3号ロ(イ)によりスピーカーを設置すること。
- (オ) 防火対象物の屋上を、不特定多数の者が出入する駐車場、遊技場(ピヤガーデンを含む。)等の目的で使用する場合は、当該部分にスピーカーを設けること。
- (カ) エレベーターが設置される防火対象物にあっては、エレベーター内にスピーカーを設けること。
- (キ) 省令第25条の2第2項第3号ロ(ロ)ただし書きに定めるスピーカーの設置を免除できる放送区域及びスピーカーの設置場所については、第10-3図及び第10-4図の例によること。



**第10-3図 居室又は居室から地上へ通じる主たる廊下  
その他の場所でスピーカーの設置を免除できる場所**



**第10-4図 居室でスピーカーの設置を免除する場合**

※ スピーカーまでの水平距離10m以下→8m以下

居室及び居室から地上に通じる主たる廊下その他通路：6 m<sup>2</sup>以下（第7-4図）

その他の部分：30 m<sup>2</sup>以下（第10-3図）

イ 設置位置等

(ア) 音響効果を妨げる障害物がない場所に設けること。

(イ) 高温多湿となることが予想される場所に設けるスピーカーは、その場所に適したものを設けること。

ウ 性能規定

省令第25条の2第2項第3号ハによりスピーカーを設置する場合は、次によること。

(ア) 性能規定によるスピーカーの設置は、主として、残響時間の長くなる地下駐車場等の放送区域や天井に設置することにより維持管理が困難となるアトリウム等の高天井、かつ、大空間となる放送区域に指導すること。

(イ) 省令第25条の2第2項第3号ハ（イ）及び（ロ）の計算式の確認事項

a 音圧レベルPは、音声警報の火災放送第2シグナル音のうち第3音の音圧レベルをいう。

b 一般的に用いられているタイプの酢パーカーの指向係数は、その指向特性区分に応じ第10-1表に掲げる値とすることができる。

第7-1表

指向特性区分	該当するスピーカータイプ	指 向 係 数			
		0° 以上 15° 未満	15° 以上 30° 未満	30° 以上 60° 未満	60° 以上 90° 未満
W	コーン型スピーカー	5	5	3	0.8
M	ホーン型コーンスピーカー 又は口径が200ミリ以下の ホーンスピーカー	10	3	1	0.5
N	口径が200ミリを超えるホ ーンスピーカー	20	4	0.5	0.3

c 当該箇所からスピーカーまでの距離rは、放送区域のうち任意な場所で、床面からの高さが1mの箇所からスピーカーまでの直線距離をいう。

d 放送区域の平均吸音率は、次による。

(a) 2キロヘルツにおける吸音率によること。なお、残響時間の算定にあたって500キロヘルツにおける吸音率による。

(b) 通女王の使用形態において開放されている開口部（自動火災報知設備として連動して閉鎖する防火戸等を含む。）の吸音率は、0.8とする。

(c) 吸音率が異なる複数の建築材料が用いられている場合の平均吸音率は、次式により算定する。

$$\alpha = \frac{\sum S_n \alpha_n}{\sum S_n}$$

$\alpha$  : 平均吸音率  
 $S_n$  : 建築材料の面積(単位m<sup>2</sup>)  
 $\alpha$  : 建築材料の吸音率

e 放送区域の壁、床、天井又は屋根の面積の合計とは、当該放送区域を区画する壁、床及び天井又は屋根のほか、これらに存する開口部を含めた面積の合計をいう。

f 残響時間

(a) 残響時間とは、放送区域内の音圧レベルが定常状態であるとき、音源停止後から60db小さくなるまでの時間をいう。

(b) 残響時間は、次式により計算する。

$$T = 0.161 \frac{V}{S\alpha}$$

T:残響時間(単位 秒)  
V:放送区域の体積(単位 m<sup>3</sup>)  
S:放送区域の壁、床及び天井又は屋根の合計(単位 m<sup>2</sup>)  
α:放送区域の平均吸音率

エ 機器

(ア) 告示に適合するものとし、認定品を使用すること。

(イ) 音量調節器を設ける場合は、3線式とすること。

(4) 起動装置

起動装置とは、火災が発生した際、手動操作により音響装置を鳴動し又は増幅器等に火災である旨の信号を送ることができる非常電話、非常用押しボタン（発信機を含む。）をいい、次に適合すること。

なお、省令第25条の2第2項第2号の規定により非常電話を設置する場合を除き、放送設備が自動火災報知設備と連動している場合は、起動装置を省略することができる。

ア 非常用押しボタン

(ア) 設置位置

a 多数のものが目にふれやすく、かつ、操作の容易な場所に設けること。

b 操作上支障となる障害物がない箇所に設けること。

c 原則として、階段への出入口付近に設けること。

d その他第6 自動火災報知設備3(1)によること。

(イ) 機器

a 告示基準に適合し、認定品を使用すること。

b 開放型廊下等の雨水の影響を受けるおそれのある場所又は腐食性ガス等の影響を受けるおそれのある場所に設置する機器は、適当な防護措置を講じること。

c 手動により復旧しない限り、正常に作動が継続するものであること。

イ 非常電話

非常電話とは、起動装置として用いる電話をいい、操作部（親機）、非常電話機（子機）、表示灯、電源及び配線で構成される。

(ア) 設置位置



- a 操作部（親機）
  - (a) 防災センター等の常時人がいる場所に設けること。
  - (b) 増幅器等及び自動火災報知設備の受信機に併設して、それぞれ操作が有効に行える位置に設けること。
  - (c) 制御部（電話交換機部分）と操作部が分割されているものは、原則として同一室内に設けること。
- b 非常電源機（子機）
  - (a) 前ア、(ア) に準じること。
  - (b) 廊下等で、自動火災報知設備の発信機、連結送水管の放水口、非常コンセント設備に併設して設けること。

(イ) 機器

- a 告示基準に適合するものとし、認定品を使用すること。
- b 非常電話機は、送受話器を取り上げることにより、自動的に操作部への発信が行われるものであること。
- c 業務用電話と兼用するものにあつては、非常電話として起動した場合、業務用電話の機能を遮断すること。
- d 非常電話機は、放送機能を有しないこと。
- e 操作部は、非常用電話の発信により放送設備を自動的に起動することもできるものであること。
- f 操作部は、非常用電話機の発信により火災信号が鳴動するものし、発信階を表示すること。
- g 操作部は、非常電話機の発信を受信した場合、送受話器を取り上げる等簡単な操作で火災信号を停止し、発信を行った非常電話機と相互に同時通話できること。
- h 操作部は、2以上の非常電話機の発信を受信した場合、任意に選択が可能であり、選択されなかった側の非常電話機には、会話中音が流れるものであること。
- i 操作部は、二つの非常電話機との三者通話が可能であること。
- j 非常電話機の回線が短絡又は断線しても、他の回路に障害が波及しないこと。
- k 非常電話機の収納箱及び操作部の外箱は、厚さ0.8mm以上の鋼板又はこれと同等以上の強度及び難燃性を有すること。
- l 放送設備を起動する場合、操作部と増幅器との連動方式は、無電圧メーク接点により相互の機能に異常が生じないこと。

(5) 表示灯

表示灯とは、起動装置の所在を明示するために設けられている赤色の灯火をいい、次に適合すること。

ア 設置位置

- (ア) 通行に支障のない場所で、かつ、多数の者の目にふれる位置に設けること。

- (イ) 天井面から0.6 m以上離れた位置に設けること。
- (ウ) 取付け面と15度以上の角度となる方向に沿って10 m離れた場所から点灯していることが容易に識別できる位置に設けること。

#### イ 機器

- (ア) 告示基準に適合するものとし、認定品を使用すること。
- (イ) 雨水の影響を受けるおそれのある場所又は腐食性ガス等の影響を受けるおそれのある場所に設置する機器は、適当な防護措置を講じること。
- (ウ) 可燃性ガス又は粉塵等が滞留するおそれのある場所に設置する機器は、防爆構造のものであること。

### (6) 配線

第3 非常電源によるほか、次によること。

- ア 増幅器と操作部がそれぞれ異なった場所に設置する場合、増幅器から操作部までの配線は、耐熱配線とすること。ただし、増幅器から操作部又は操作部から増幅器に非常電源を供給する場合には、耐火配線とすること。
- イ 遠隔操作器のみが省令第25条の2第2項第3号ルに定める場所に設置される場合で、増幅器又は操作部から非常電源が供給される場合は、耐火配線とすること。
- ウ 増幅器からスピーカーまでの配線は、火災の際、一の報知区域の配線が短絡又は断線しても、他の報知区域への火災の報知に支障がないように設けること。
- エ 電線の接続は、はんだ付け、ねじ止め、圧着端子等で行われていること。

### (7) 相互通話装置

相互通話装置とは、省令第25条の2第2項第3号ヲにより。一の防火対象物に2以上の操作部又は遠隔操作器が設けられている場合、当該操作相互間に設ける同時通話ができる機器をいい、次に適合すること。

#### ア 設置位置等

- (ア) 操作部又は遠隔操作器の設けられている直近で、当該機器の操作に有効な位置であること。
- (イ) 床面から高さ0.8 m以上1.5 m以下の箇所に設けること。
- (ウ) 相互通話装置として、次のいずれかの設備が設けられていること。

- a インターホーン
- b 非常電話
- c 発信機（P型1級）

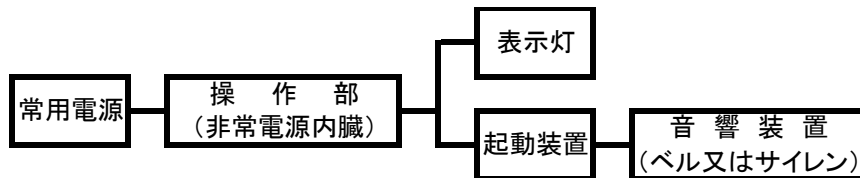
#### イ 機器

- (ア) 一の送受信器を取り上げ又は選局スイッチを操作する等容易な方法により、自動的に一方の機器への発信が可能なものであること。
- (イ) 一の送受信器の発信により、一方の機器への呼び出し音が鳴動するとともに、表示装置が設けられているものは、当該表示が有効に点灯すること。

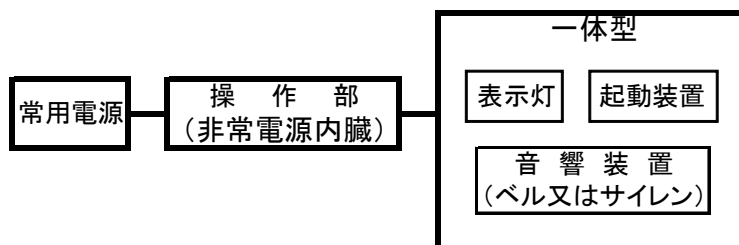
ウ 非常電源  
前（1），ア（イ）に準ずること。

### 3 非常ベル、自動サイレン

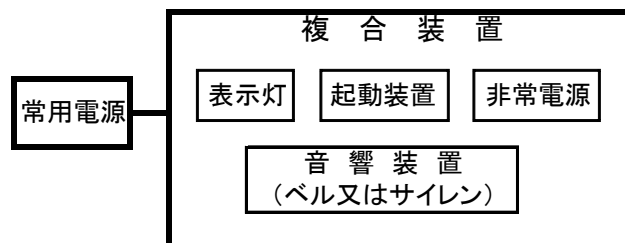
非常ベル、自動式サイレンは、人が火災を発見した場合、起動装置を手動で操作することにより、警報音を鳴動させるものであり、構成は第7-5図のとおりであり、機能等は次によること。



構成例1(単品組み合わせ)



構成例2(一体型)



構成例3(複合装置)

### 第10-5 図

#### (1) 操作部

操作部とは、起動装置から火災である旨の信号を受信し、火災である旨の警報を必要な階に自動的又は手動操作により報知できる装置をいい、次に適合すること。

#### ア 常用電源

前2.(1).アを準用すること。

#### イ 非常電源及び非常電源回路の配線は、第3非常電源によること。

#### ウ 設置場所

(ア) 点検に便利な場所に設けること。

(イ) 温度、湿度、衝撃、振動等の影響を受けるおそれのない場所に設けること。

(ウ) 起動装置の設けられた操作部にあつては、操作の容易な場所に設けること。

(エ) 多回線用の操作部にあつては、守衛室等常時人のいる場所に設けること。

オ 表示

多回線用の操作部又は地区表示灯を設けた複合装置には、報知区域の名称等が適正に記入されていること。

(2) 音響装置

音響装置とは、起動装置又は操作部の操作により鳴動するもので、火災である旨の警報ベル、サイレン又はこれらと同等以上の音響を発する機器をいい、次に適合すること。

ア 設置位置

(ア) 音響装置を妨げる障害物のない場所に設けること。

(イ) 取り付け高さは、天井面から0.3m以上で、床面から1.5m以上の位置に設けること。ただし、起動装置と一体になっているものは、起動装置の基準によること。

(ウ) 損傷の受けるおそれのない場所に設けること。

(エ) 屋上部分を遊技場（駐車場を含む。）等の目的で使用する防火対象物は、当該部分に音響装置を設けること。

(オ) 当該防火対象物の全区域に火災の発生を有効に、かつ、速やかに報知することができるように設けること。

※全区域に火災の発生を有効に、かつ、速やかに報知することができるように設けることとは、次の各号に該当するものをいう。

a 音響効果を妨げないような障害物のある場所に設けないこと。

b 音色は、他の機器の騒音等と明らかに区別すること。

c 非常ベル又は自動サイレンの音響装置は、各階ごとに、その部分から1の音響装置までの水平距離が2.5m以下となるように設けること。なお、区画された居室等で騒音等により聞き取れない場合には、2.5m範囲内において設置個数の増設により有効に報知すること。

d 非常ベル又は自動サイレンの音響装置の音圧は、取付けられた音響装置の中心から1m離れた位置で90dB以上であること。

イ 機器

(ア) 告示基準に適合するものとし、認定品を使用すること。

(イ) 開放廊下等の雨水の受ける場所及び腐食性ガス等の影響を受ける場所に設置する機器は、適当な防護措置を講じたものであること。

(ウ) 可燃性ガス又は粉塵等が滞留するおそれのある場所に設置する場合は、防爆構造のものであること。

(3) 起動装置

ア 設置位置

前2.(5).ア.(ア)を準用すること。なお、多数の者の目にふれやすく、かつ、操作の容易な場所に設けることとは、次のとおりとする。

※多数の者の目にふれやすく箇所とは、廊下、階段、出入口付近等のいう。

※操作の容易な場所とは、発信機の押しボタン（起動装置）が、床面から0.8m以上1.5m以下で操作障害がない箇所をいう。なお、スナック、バーとの飲食店については、構造等を勘案し、いたずら防止のために発信機は、施主の同意を得て階段踊り場から各店舗内への設置（少なくとも各階2基以上で、かつ、歩行距離1.5m未満）を指導するものとする。

イ 機器

前2.(5).ア.(イ)を準用すること。

(4) 表示灯

ア 設置位置

(ア) 天井面から0.6m以上離れた位置で、当該起動装置と音響装置の概ね中間の位置となるように設けること。ただし、起動装置を一体となっているものは、起動装置の基準により設けることができる。

(イ) 通行に支障のない場所で、かつ、多数の者の目にふれやすい位置に設けること。

イ 機器

前2.(6).イを準用すること。

(5) 複合装置

複合装置とは、起動装置、表示灯、音響装置をそれぞれ任意に組み合わせて一体として構成したものに非常電源を内蔵したものをいい、次に適合すること。

ア 設置位置

前(1)から(4)に掲げる基準に適合すること。

イ 機器

(ア) 前(1)(エ.(イ)を除く。)から(4)に掲げる基準に適合すること。

(イ) 1回線に接続できる個数については、20以下であること。

(2) 一体型

一体型とは、起動装置、表示灯、音響装置を任意に組み合わせ一体として構成したものをいい、前(1)から(4)に掲げる基準を準用すること。

(3) 配線

第3 非常電源の基準に準じて設けるほか、次によること。

ア 出火階直上階鳴動方式の場合には、一の報知区域の配線が短絡又は断線しても、他の報知区域への火災報知に支障がないように設けること。

イ 複合装置の常用電源の配線と連動端子間（弱電回路）の配線を同一金属管に納める場合は、次によること。

(ア) 非常警報設備以外の配線は入れないこと。

(イ) 連動端子間の電線は、600V2種ビニル絶縁電線等で強電線用を使用すること。

(ウ) 常用電源と連動端子間の電線とは、色別すること。

ウ 端子との接続は、ゆるみ、破損等がなく確実であること。

エ 電線相互の接続は、はんだ付け、ねじ止め、圧着端子等で行われていること。

#### 4 その他

就寝施設における非常放送設備の設置の推進について（通知）（消防予第54号 昭和62年4月10日）により次に掲げる防火対象物に対し、一斉式非常放送設備の設置を指導するものとする。（別紙参照）

- (1) 令別表第1(5)項イ、(6)項又は(16)項イ（(5)項イ又は(6)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）に掲げる防火対象物で、(5)項イ又は(6)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分において就寝施設が存するもの
- (2) (5)項イ又は(6)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分の収容人員が20人以上300人未満のもの
- (3) 次のいずれかに該当する工事等を行うもの
  - ア 新築の防火対象物
  - イ 既存の防火対象物で増築又は改築する場合において、延べ面積の2分の1以上又は1,000m<sup>2</sup>以上の工事を行うもの
  - ウ 既存の防火対象物で大規模の修繕又は模様替えの工事を行うもの